

令和7年度 第5回千葉県建築審査会議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：令和8年3月19日（木）午後2時から午後2時45分まで

場所：野田市鶴奉7番地の4 野田市保健センター3階 大会議室

2. 出席した委員の氏名

宇於崎勝也委員、鈴木雅之委員、子安正宏議員、前島彩子委員、古屋晴子委員

3. 議事の案件名及び結果

(1) 同意案件

- ・建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可1件が同意された。

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途	結果
1	建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について	四街道市	高速道路料金徴収施設	同意

(2) 報告案件

- ・建築基準法第43条に係る包括同意許可4件が報告された。

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途
1	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	東金市	工場 (自動車修理工場を除く)
2	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	香取市	厩舎
3	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	長生郡一宮町	ホテル・旅館
4	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	長生郡一宮町	ホテル・旅館

4. 議事の経過

(1) 同意案件（公開審議）

○案件第1号

建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意（四街道市）について、事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

委員・・・ 既存施設は、いつ頃建築されたものか。

事務局・・・ 今回建替えるものについては、昭和46年に建築されたものである。申請建築物の両脇にあるものについては平成8年～平成9年に建築されたものであることから耐震性等については支障ないものとなっている。

- 委員・・・申請建築物の両脇にある建築物とは、一体となっていないという理解で
よいか。
- 事務局・・・意匠上及び構造上、別棟扱いとなっているものである。
- 委員・・・「上屋」と「トールゲート」という言葉はどのように使い分けされるのか。
- 事務局・・・料金徴収という意味合いで使用されているため、一般的な名称ではないと
思う。

(2) 報告案件

事務局から案件の報告が行われた。